

(様式1)

大狭教総 第18号

平成30年2月19日

文部科学大臣 殿

設置者名

大阪府大阪狭山市 古川 照人 印

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第12条第4項に基づき、
下記のとおり施設整備計画を変更したので提出します。

記

1. 施設整備計画の名称

大阪狭山市公立学校等施設整備計画

2. 計画期間

平成28年度～平成29年度（2年間）

(担当)

大阪狭山市教育委員会事務局教育部教育総務グループ

住所：大阪府大阪狭山市狭山一丁目2384番地の1

電話：072-366-0011 (803)

(様式2)

3. 施設整備計画の目標

(1) 公立の義務教育諸学校等施設の老朽化対策を図る整備

第七小学校屋内運動場について、教育環境の改善を図り、建物の耐久性を確保する。
第三中学校特別教室棟について、教育環境の改善を図り、建物の耐久性を確保する。

(2) 地震、津波等の災害に備えるための整備

(3) 防犯対策など安全性の確保を図る整備

(4) 教育環境の質的な向上を図る整備

第七小学校に地球温暖化対策の推進や環境教育への活用を図るため、太陽光発電設備を整備する。
南中学校のエレベーターについて、関係法令等に適合させるための改修を行う。
北小学校のエレベーターについて、関係法令等に適合させるための改修を行う。
南第三小学校のエレベーターについて、関係法令等に適合させるための改修を行う。
第三中学校について、関係法令等に適合させるための改修及び防災機能強化として、ガラスの破損・落下防止工事、天井の落下防止工事を行う。

(5) 施設の特性に配慮した教育環境の充実を図る整備

4. 域内の義務教育諸学校等施設の整備状況

(1) 現在の学校等の整備状況

| 学校等 | | 学校等 |
|-----------------------------------|---------|------|
| 小学校 | | 7 校 |
| 中学校 | | 3 校 |
| 義務教育学校 | | 校 |
| 中等教育学校(前期課程) | | 校 |
| 特別支援学校(小学部及び中学部) | | 校 |
| 幼稚園等(特別支援学校の幼稚部を含む) | | 5 園 |
| 幼保連携型認定こども園 | | 1 園 |
| 高等学校等(特別支援学校の高等部及び中等教育学校の後期課程を含む) | | 校 |
| 教員及び職員のための住宅 | | 戸 |
| 学校給食施設 | 単独校調理場 | 箇所 |
| | 共同調理場 | 箇所 |
| スポーツ施設 | 学校水泳プール | 8 箇所 |
| | 学校武道場 | 箇所 |
| | 社会体育施設 | 2 箇所 |

(2) 整備に関する計画の策定状況

| 計画名 | 策定の有無 | 策定年月日 |
|-------------------------|-------|-------|
| 個別施設計画 ^{※1} | 無し | 未定 |
| 国土強靱化地域計画 ^{※2} | 無し | 未定 |

※1 インフラ長寿命化基本計画(平成25年11月29日閣議決定)に基づく、個別施設毎の長寿命化計画

※2 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法(平成25年法律第95号)

5. 施設整備計画の目標の達成状況に係る評価に関する事項

| |
|--|
| <p>計画の初年度に目標の達成状況を評価するための指標を検討する。計画期間終了後、指標に基づく評価を実施し、評価結果を市のホームページ等で公表する。</p> |
|--|

